

川合寺児童公園便益施設（飲食店）
管理運営事業仕様書

令和 7 年 4 月



【 目 次 】

1	趣旨	1
2	飲食店の管理運営に関する基本的な考え方	1
3	施設の概要	1
4	施設の使用条件	1
5	施設の運営条件	2
6	災害、事故等への対応	3
7	事業内容の変更、一時中止等	4
8	許可の取消し、変更等	4
9	管理運営の継続が困難となった場合の措置等	4
10	個人情報の取扱い	4
11	障害を理由とする差別の解消	4
12	損害賠償義務	5
13	第三者への賠償	5
14	地震等による損害	5
15	原状回復の義務	5
16	その他	5
別紙 1	建物配置図（管理区域図）及び建物平面図	6
別表 1	経費負担区分表	7
〔別記特記事項〕		
	・ 個人情報の取扱いについて	8
	・ 障害を理由とする差別の解消について	11

川合寺児童公園便益施設（飲食店）管理運営事業仕様書

1 趣旨

本仕様書は、川合寺児童公園（以下「本公園」という。）の便益施設（飲食店）（以下「飲食店」という。）を管理運営する事業者（以下「事業者」という。）が行う事業の内容及び履行方法について定めるものとする。

2 飲食店の管理運営に関する基本的な考え方

円滑な運営及び適切な維持管理については、都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、東近江市都市公園条例（平成17年東近江市条例第206号）、東近江市都市公園条例施行規則（平成17年東近江市規則第154号）その他の関係法令等を遵守するとともに、併せて次の事項を遵守すること。

- (1) 公園利用者のほか市民等から親しまれる運営に努めるとともに、市役所周辺の官庁街（市街地）の利便性の向上及びにぎわいの創出に努めること。
- (2) 利用者の意見や要望を反映させるなど、利用者本位の運営を行うこと。
- (3) 環境負荷の低減と施設の保全に努めること。
- (4) 災害時及び緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

3 施設の概要

- (1) 名称 （仮称）東近江市川合寺児童公園飲食施設
- (2) 所在地 東近江市八日市緑町122番地 ほか（本公園内）
- (3) 施設概要等

ア 竣工（開業）時期 令和8年3月予定

イ 延床面積 119.24㎡

ウ 構造 木造、平屋建て

(4) 施設構成

ア 飲食スペース（約46席） 71.84㎡

イ 厨房スペース 31.94㎡

ウ ベビールーム 3.07㎡

エ 更衣室・事務室 5.41㎡

- (5) 管理区域面積 飲食店外側のオーニング席、物置場等を含む248.5㎡

- (6) 熱源 ガス及び電気

- (7) 建物配置図（管理区域図）及び建物平面図 別紙1のとおり

なお、予定図面のため、若干変更する可能性がある。

4 施設の使用条件

(1) 施設の維持管理

事業者は、管理区域の清掃、法定点検、防犯対策、修繕等、管理区域の維持管理のために必要な行為の全てを行うものとし、1日に複数回の日常清掃を実施するほか、ワックス掛けが必要な部分については年1回以上実施するなど、常に清潔な状態を保つこと。

(2) 経費の負担区分

事業者が負担する費用は、別表1「経費負担区分表」のとおりとする。

(3) 施設管理許可の申請

本公募により選定された事業者は、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、東近江市都市公園条例施行規則第3条第5号で定める公園施設管理（変更）許可申請書（以下「様式第5号」という。）を市に提出し、市の許可を得ること。

5 施設の運営条件

(1) 原則として、公園利用者のカフェ利用やランチの需要を満たす飲食事業とすること。

(2) 価格及びメニュー

ア 公園利用者が気軽に利用できるように、価格設定は安価なものにすることが望ましい。また、市役所に隣接していることから、市役所来庁者、市職員及び近隣事業者のランチ需要を想定したメニューとし、安価な価格（500円程度）のメニューを1つ以上用意すること。

イ テイクアウトメニューの提供を検討すること。

ウ 酒類の提供は可能であるが、提供する時間帯等について市と事前に協議すること。

(3) 営業日

原則として、市役所が開庁する平日は営業すること。土日祝日についても営業することができる。ただし、休業日の設定については市と協議すること。

(4) 営業時間

原則として、午前10時から午後6時までは営業するものとする。早朝及び夜間についても営業することができるが、営業時間の設定については市と協議すること。この場合において、営業終了時間は、午後10時までとする。

(5) 物品の販売を行う場合は、市と事前に協議を行うこと。

(6) 公園の備品管理

ア 公園用テーブル、椅子セットの管理

開店時、公園利用者が利用する椅子テーブル（5～10セット予定）を公園内に設置し、閉店時に必要に応じて清掃し、指定の場所へ片付けること。ただし、

雨天の場合は設置不要とする。

イ 日除けシェードの管理

開店時、公園内の日除けシェードを張り、閉店時に手で巻き取って片付けること。ただし、雨天の場合は対応不要とする。

(7) 事業者は、本公園内や周辺で各種イベント等が実施される場合や、市が主催、共催、後援等をするイベント等の取組に対し、協力するものとする。

(8) 営業許可等

飲食業、物販等の営業に関し必要な許可、免許等の取得は事業者において行うこと。また、その際に必要な費用は全て事業者の負担とする。

(9) 貼り紙、看板等の表示

飲食店の内容を表示する貼り紙、看板等を設置する場合は、事前に市と協議すること。

(10) 材料等の搬入

資材、食材、物品等の搬入経路については市の指示に従うこと。

なお、搬入においては公園利用者に影響が少ない搬入時間を考慮し、安全に実施するように留意すること。また、大きな物品の搬入は、可能な限り市役所閉庁時に行うこと。

(11) 事業者用駐車場は、市役所敷地内の市が指定する場所とすること。

(12) 食品衛生法、関係法令等を遵守し、飲食事業における衛生管理に十分注意を払うこと。

(13) 事業の報告、調査等

ア 事業者は、月ごとに、市に対し、利用者数、売上、地域貢献の実績等の事業報告を行うものとする。また、市が必要と認める場合、適宜本事業の状況について自ら調査を行い、又は事業者に報告を求めることができる。

イ 市は、アの規定による調査又は報告により、本事業が適切に実施されていないと認める場合、事業者に対し、その改善を指示することができる。

ウ 事業者は、市からイの規定による指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

なお、事業者が市の指示に従わない場合、市は事業者に対する許可の取消し等を行うことができる。

6 災害、事故等への対応

災害、事故等が発生した場合、事業者は、直ちに利用者の安全を確保するとともに、被害拡大の防止策を講じる等、適切で速やかな対応を行い、その経過を市に報告し、市の指示に従うものとする。

7 事業内容の変更、一時中止等

事業者は、事業者が実施する事業内容を変更又は一時中止する必要がある場合、6箇月前までに市と協議を行った上で、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、様式第5号を市に提出し、許可を受けた上で、当該事業の内容を変更又は一時中止することができる。

8 許可の取消し、変更等

市は、次のいずれかに該当する場合、施設管理許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは本公園からの退去を命ずることができる。この場合において、市は当該処分に伴う損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 事業者が本要項の各条項又は公園施設管理許可書に付する許可の条件に違反した場合
- (2) 東近江市都市公園条例第10条に該当する場合
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定された許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止処分を受けた場合
- (4) 休業状態（「5 施設の運営条件」で定める営業日に営業していない状態）が14日間以上継続している場合（不可抗力その他事業者の責めに帰すことができない場合を除く。）

9 管理運営の継続が困難となった場合の措置等

- (1) 事業者は、管理運営の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちにその旨を市に申し出なければならない。
- (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、管理運営の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善計画書の提出及びその実施を求めることができる。
- (3) 不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことができない事由により、管理運営の継続が困難となった場合は、事業者は、管理運営について市と協議するものとする。

10 個人情報の取扱い

事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条に基づき、個人情報の適切な管理に必要な措置を講ずるとともに、飲食店の管理に関し知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。飲食店の管理が終了した後も同様とする。また、個人情報は、別記特記事項「個人情報の取扱いについて」に従い処理するものとする。

11 障害を理由とする差別の解消

事業者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する東近江市職員対応要領（平成28年4月策定）に基づき、障害がある人に対して不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害のある人から社会的障壁を取り除くための何らかの対応を求める意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、必要かつ合理的な配慮を行うこと。（別記特記事項「障害を理由とする差別の解消について」参照）

12 損害賠償義務

事業者は、施設等の管理運営を行うに当たり、故意又は過失により管理物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、報告書を提出するとともに、事業者の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

13 第三者への賠償

- (1) 事業者が施設等の管理運営を行うに当たり、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、事業者は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 市は、事業者の責に帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して損害の賠償を行ったときは、事業者に対し、当該賠償額の全部又は一部を求償することができる。

14 地震等による損害

市は、地震、火災、風水害、盗難、その他市の責めに帰すことができない事由によって事業者が被った損害については、賠償する責を負わない。

15 原状回復の義務

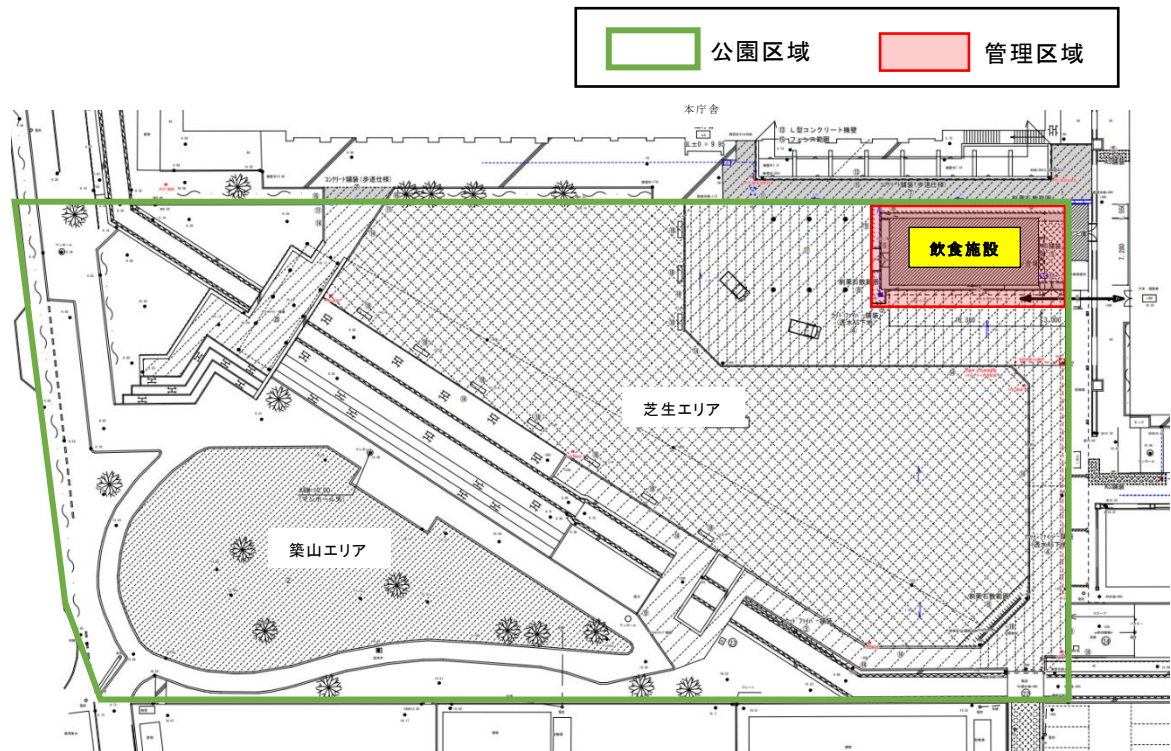
- (1) 事業者は、施設等を管理する期間が満了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りではない。
- (2) 前号の規定による原状回復に要する費用は、事業者が負担する。
- (3) 事業者が、第1号の規定により原状回復する場合、事業者は、その内容や方法等について、事前に書面により市に申請し、承諾を得なければならない。

16 その他

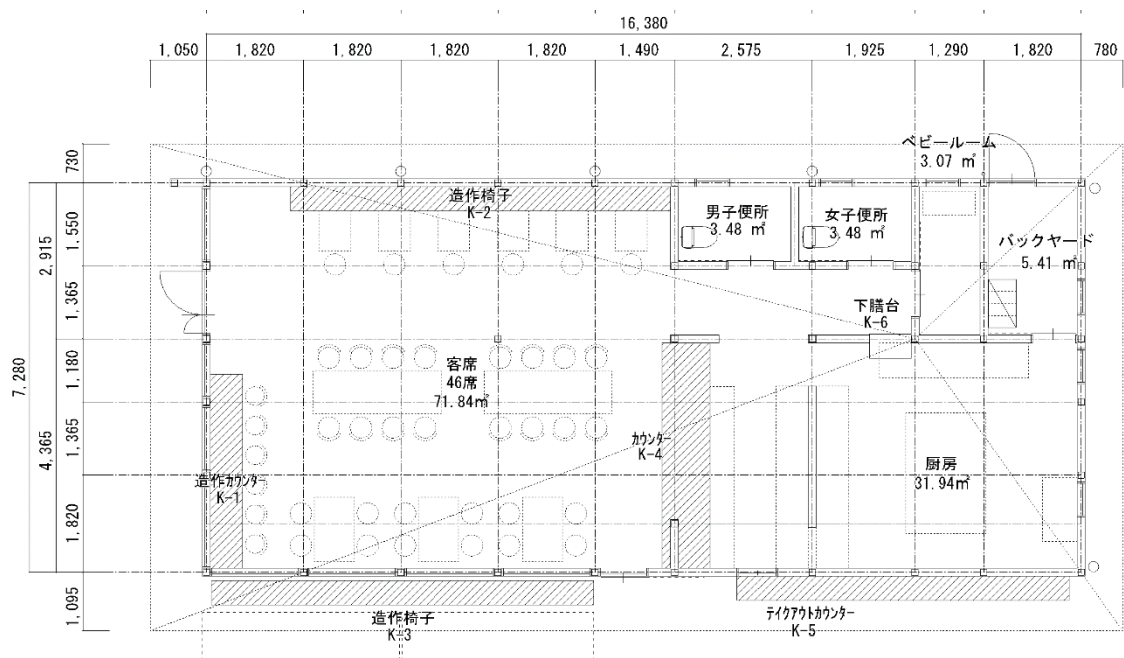
事業者は、この仕様書に規定するもののほか、事業者の事業の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議して決定する。

別紙 1

建物配置図（管理区域図）



建物平面図



別表 1 経費負担区分表

種類	備考	負担者	
		事業者	市
内装の変更（改修）	市の承認を得た場合に限る。	○	
厨房設備類の購入	飲食事業を行うのに必要な厨房設備 （恒温高湿庫、手洗台付一槽シンク、作業台、IHコンロ、冷凍冷蔵庫、吊戸棚/吊下棚、食器洗浄機、ウォータースタンド、製氷機等）	○	
什器等の備品購入	飲食スペースに設置するイス、テーブル以外のもの	○	
精算・決済システムに係る費用	レジのほか決済システム等の導入及び保守費、手数料等	○	
建物の躯体に係る修繕	経年劣化によるもの		○
	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
施設・設備・備品の修繕	経年劣化によるもの ※ただし、事業者が購入した設備及び備品を除く。		○
	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
衛生管理対策	ネズミ等の防虫駆除	○	
施設の各種点検	建築設備、消防設備、電気設備等	○	
光熱費、通信費	飲食店の運営に係る電気、ガス、上下水道、東近江ケーブルネットワーク（テレビ、光電話、インターネット（Wi-Fi））使用料及びNHK受信料	○	
飲食スペースの清掃	床、天井、壁、窓、イス、テーブル等	○	
厨房スペースの清掃	床、天井、壁、作業台、グリーストラップ、換気扇、ダクト等	○	
ごみ処理費	市が指定する場所に事業者が事業用ごみ箱を設置し、適切に処分すること。 ※事業用ごみ箱は、奥行が1m以内のもの又は高さが1.4m以下のものとする。	○	
施設警備費	施設の警備システム等	○	
建物等損害保険の加入	建物及び市が整備した設備機器等の損害保険の加入		○
	それ以外のもの	○	
事故及び火災等による施設の損傷の回復	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	施設等の瑕疵によるもの		○
施設利用者の被災に対する責任	事業者の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	施設等の瑕疵によるもの		○

(別記特記事項)

個人情報の取扱いについて

(基本的事項)

第1条 事業者は、この川合寺児童公園便益施設（飲食店）管理運営事業（以下「本件事業」という。）を処理するに当たっては、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。特定個人情報及び個人番号を取り扱うときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を含む。）並びに市の定める東近江市保有個人情報等取扱規程（令和5年東近江市訓令第2号）及び東近江市情報セキュリティ対策基準（平成27年東近江市訓令第42号）その他関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 事業者は、本件事業に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。飲食店の管理運営期間が終了した後又は飲食店の管理許可が取り消された後も同様とする。

(従事者等への監督及び教育)

第3条 事業者は、この協定による個人情報の取扱いに係る事業の責任者及び従事者（以下「従事者等」という。）に対し、個人情報の適正な取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第4条 事業者は、本件事業を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本件事業を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本件事業に関して知り得た個人情報を本件事業の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第6条 事業者は、本件事業に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第7条 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本件事業を処理するために

必要な範囲を超えて、事業者が本件事業に係る個人情報を取り扱う作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第8条 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本件事業を処理するために市から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、本件事業を効率的に処理するため、事業者の管理下において使用する場合はこの限りでない。

（資料等の返還等）

第9条 事業者は、本件事業を処理するために市から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、飲食店の管理運営が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、市が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

（個人情報の取扱いの委任の禁止等）

第10条 事業者は、本件事業を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う事業を第三者（事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下「再受任者」という。）に取り扱わせる場合（以下「再委任」という。）は、事業者は、再受任者に第1条から前条までの規定及びこの仕様書に基づく個人情報の取扱いに係る一切の義務を遵守させるとともに、再受任者との契約の内容にかかわらず、市に対して再受任者による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 事業者は、再委任をする場合において、再受任者との間で締結する契約書等に第1条から前条までの規定を明記しなければならない。

4 事業者は、再委任をする場合は、指定管理事業における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再受任者に対し適切な管理及び監督を行うものとする。

（従事者等の明確化）

第11条 事業者は、従事者等を明確にし、市から求めがあったときは、市に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第12条 事業者は、本件事業に係る個人情報を取り扱う作業場所を特定し、市から求めがあったときは、市に報告しなければならない。

（報告義務）

第13条 事業者は、市から求めがあったときは、この協定の遵守状況について市に対

して報告しなければならない。

（事故報告義務）

第14条 事業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、その指示に従わなければならない。飲食店の管理運営期間が終了した後又は飲食店の管理許可が取り消された後も同様とする。

2 事業者は、本件事業に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じたときは、直ちに当該事態が生じた旨を市に報告しなければならない。飲食店の管理運営が終了し、又は解除された後も同様とする。

（再受任者の報告義務）

第15条 第11条から前条までの規定は、再受任者に再委任をする場合について準用する。この場合において、当該再受任者の市に対する報告は、事業者がとりまとめ、行うものとする。

（実地調査）

第16条 市は、必要があると認めるときは、この仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、事業者及び再受任者の本件事業に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

2 市は、必要があると認めるときは、この仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、事業者に対し再受任者の本件事業に係る個人情報の取扱いについて実地に調査するよう指示することができる。

（勧告）

第17条 市は、事業者及び再受任者の本件事業に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、事業者に対し必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（施設管理許可の取消し及び損害賠償）

第18条 市は、前条の勧告による必要な措置をとらないときその他事業者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、飲食店の管理許可の取消し及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第19条 事業者は、本件事業に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(別記特記事項)

障害を理由とする差別の解消について

(基本的事項)

第1条 事業者は、この仕様書による事業（以下「本件事業」という。）を処理するに当たっては、全ての障害者が障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に努めるものとする。

(定義)

第2条 特記事項における用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。いわゆる障害者手帳等の所持者に限らない。
- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 対応要領 地方公共団体の機関が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条の規定により、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、当該地方公共団体の職員が適切に対応するために定めた要領をいう。
- (4) 対応指針 国の行政機関の長が法第11条第1項の規定により、基本方針に即して、所管する事業の事業者が差別の解消に向けた具体的取組を適切に行うために必要な事項について定めた指針をいう。

(法及び対応要領に沿った対応)

第3条 事業者は、法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する東近江市職員対応要領（平成28年4月策定。以下「対応要領」という。）に基づき、本件事業を処理するものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 事業者は、本件事業を処理するに当たり、障害者に対して正当な理由なく差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第5条 事業者は、本件事業を行う上で、障害者から社会的障壁を取り除くための何らかの対応を求める意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でない

ときは、必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(その他)

第6条 事業者は、市対応要領が定める対応指針に掲げる不当な差別的取扱い及び合理的配慮等の具体例に留意し、適切な対応を行うように努めるものとする。